

会 議 録 目 次

平成28年第2回海田町議会定例会（第3日目）

平成28年6月9日（木）午前9時00分開議

日 程 第 1	第29号議案	平成28年度海田町一般会計補正予算(第1号).....	3
日 程 第 2	第30号議案	平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号).....	3
日 程 第 3	第31号議案	平成28年度海田町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号).....	3
日 程 第 4	第32号議案	平成28年度海田町介護保険特別会計補正予算(第1 号).....	3
日 程 第 5	第33号議案	平成28年度海田町水道事業会計補正予算(第1 号).....	3
	(閉	会).....	8

7. 欠席議員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	胡家亮一
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	湯木淳子
建設部	長	久保田誠司
財政課	長	吉本真人
総務課	長	中垣雅彦
税務課	長	近森茂
生活安全課	長	脇本健二郎
住民課	長	水川綾子
社会福祉課	長	新藤正敏
こども課	長	森川雅枝
長寿保険課	長	伊藤仁士
保健センター所長		森原知美
都市整備課	長	龍岩広幸
建設課	長	木村生栄
上下水道課	長	早稲田誠
教育	長	田坂裕一
教育次	長	石川直之
学校教育課	長	中川修治
学校教育課教育指導監		小林伸二
生涯学習課	長	宮垣将司

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 中 下 義 博
主 任 戸 成 正 考
主 事 木 村 俊 英

~~~~~〇~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日 程 第 1    第 29 号議案    平成28年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 2    第 30 号議案    平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 3    第 31 号議案    平成28年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 4    第 32 号議案    平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日 程 第 5    第 33 号議案    平成 28 年度海田町水道事業会計補正予算（第 1 号）

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開 議

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員数は 16 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお本日は、報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第 5 に至る各議案でございます。この際、日程第 1、第 29 号議案から日程第 5、第 33 号議案までを一括議題といたします。去る 6 月 7 日の本会議において予算委員会に付託いたしました各案件について、委員長より審査の経過及び結果について報告を求めます。予算委員会、住吉委員長。

○6 番（住吉）委員長の住吉です。予算委員会の審査報告をいたします。本委員会は、平成 28 年 6 月 7 日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定しましたので、海田町議会会議規則第 72 条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元にお配りした報告書のとおりでございます。審査の結果でございますが、第 29 号議案については、別紙の修正案を賛成多数で可決し、修正部分を除く部分について、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしました。第 30 号議案から 33 号については、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。以上で、予算委員会の審査報告を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。議員全員で構成する委員会でございますので、

委員会報告に対する質疑は省略いたします。これより、各議案ごとに順次採決を行います。まず、第 29 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案を修正すべきものでございます。本委員会は、議員全員で構成されている委員会のため、質疑を省略いたします。これより、本案及びこれに対する修正案を、一括して討論を行います。まず、原案賛成の討論があれば許します。下岡議員。

○ 5 番（下岡） 5 番議員、下岡です。原案賛成の立場から討論いたします。町長は近い将来、広島県に対し庁舎移転に伴う補償費の支払いを求める交渉に臨まれることになると思われま。町長は、議員の皆様の意見を尊重して建て替えか改修かを決定するとも言っておられることから、建て替えの立場で臨まれることと思います。JR 高架事業での財源難の件に対して、補償金額において改修より高くなる建て替え方式を理解いただくためには、丁寧かつ具体的な説明が欠かせません。改修ではだめであることを実証的に証明するためには、旧県海田庁舎への耐震診断を含む詳細な専門的調査が必要です。専門的調査がなくても、建て替えを判断することはできます。しかしながら、その判断の正しさを証明するには、専門的調査によるしかないのです。800 万円かけて調査することは一見無駄に見えますが、結果的にはおつりがくるぐらいの十分な見返りがあるものと判断いたします。議会が外部との交渉権限を持つ町長の手足を縛れば、交渉において、町は不利な立場に追い込まれ、議会の信用失墜につながりかねません。よって、海田町新庁舎整備基本構想策定業務委託料が原案どおり可決されることに賛成いたします。

○議長（久留島）次に、原案、修正案ともに反対の討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）次に、原案賛成の討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）次に、修正案賛成の討論があれば許します。宗像議員。

○ 7 番（宗像） 7 番議員、宗像です。修正案賛成の立場から討論いたします。町長は、連続立体交差事業で支障となる現庁舎の移転先として、県海田庁舎跡地を公約に当選されました。しかしながら、片方で、議会や住民の皆さんの意見に耳を傾けながら、ということも公約に掲げられております。その後、庁舎の移転先について、公約に掲げられて当選したものであるから、当然のこととして県海田庁舎跡地が認められたという説明を続けられています。私も、移転先は町長と同じ同意見でありますから、その選択につい

ては異存はありませんが、やはり議会に対しても住民に対しても、きちんとした説明責任を逃れるものではないと考えます。公約で掲げて当選したのだから全て認められたというのであれば、前町長と同じことになります。前町長も同じことを言って議会と対立し、互いの溝が大きくなったことは、誰しもが認める事実です。前町長も、今回も、同じ轍を踏む訳にはいかないと思います。そのためには、しっかりと議会の意見、住民の皆さんの意見を真摯に聞き、説明をするという手順を外すことはできません。また、先日、議会で、県海田庁舎の建物を視察した結果、多くの議員が、耐震工事を行うべきではなく建て直すべきである、という意見があったことも、町長は認められているところでございます。町長も、皆さんの意見を聞きながら、というのであれば、当然この意見を尊重すべきであるものと思います。また、役場庁舎は、海田町の行政の拠点であるとともに、災害時における防災の拠点になるべき施設です。せつかく移転を行うのであれば、未来永劫とは言いませんが、相当の期間、十分耐えられるものにしなければならないという考えについては、誰しもが認めるところです。県海田庁舎の建物は昭和 40 年代に建設されており、既に耐用年数に達しているような建物であります。耐震補強して使用可能にしても、使用を始めたとたんに建て替えの検討をはじめなければならないようなことをすべきではありません。このようなことを総合的に判断すれば、県海田庁舎跡地への移転については、当初からボタンのかけ間違いをされているのではないかと私は判断していますが、こう思っているのは、私だけではないと思っております。当然、そのボタンのかけ間違いを正しながら、町長が約束されていることを進めるべきです。また、執行部は、庁舎移転補償金については、広島県が縮小案を提示するまでは、町が移転を決めればすぐにでも予算化するようにと説明をして参りました。しかし、連続立体交差事業での見直し案が広島県から新たに提案されたころから、トーンが下がってきております。このことについて、3月議会において一般質問で質したところ、見直し案が確定するまでは困難であるというような答弁が返ってきております。役場庁舎の移転につきましては、まだまだ時間がかかるような答弁がなされている中、早急に耐震調査をする必要があるのでしょうか。その上、庁舎の位置を決める条例の変更には、出席議員の3分の2以上の賛成が必要であります。現状では確定できているとは認め難いと思っております。そのためには、まず、議会に対してしっかり説明を行い、意見集約を行うことが必要であります。しかし、準備を進めるなど言っているではありません。粛々と準備を進めるべきです。ただ、掛け違えているボタンをかけ直しながら行うべきです。

そのためには、本来であれば、全額を一旦取り下げ、意見集約を行って再度予算を上程すべきであります。説明をするために必要な、移転すべき機能、まずは移転すべき機能、集約すべき機能、統合すべき機能などの構想を策定するための予算のみは、そのため必要でありますので、賛成の立場から討論いたしました。皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論はありませんか。まず、原案賛成の討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）次に、原案、修正案ともに反対の討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）次に、原案賛成の討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）次に、修正案賛成の討論があれば許します。桑原議員。

○8番（桑原）8番、桑原でございます。修正案賛成の立場から討論させていただきます。

今現在、まだ役場建築場所は、位置は、決まっておりませんが、仮に、合同庁舎跡地に役場庁舎をとということであれば、皆さんご存じのとおり、旧海田庁舎は建築後40数年を経過しており、耐震診断をするまでもなく、庁舎として使用することが適切なことではないのではないかと考えております。この建物の耐震診断は、西田町長がおっしゃった、もったいないの最たるものでございます。よって、海田町一般会計補正予算の修正案について、賛成の立場で討論をさせていただきました。これをもちまして、私の賛成討論といたします。各議員の皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論ありませんか。

（「修正案賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）はい、修正案賛成の討論を許します。兼山議員。

○4番（兼山）4番議員、兼山です。修正案に賛成の立場で討論いたします。庁舎移転場所も決定していない中、自前の建物でない他者の中古物件を、町の予算を使って耐震診断しようとするお考えを認めることはできません。新庁舎のあり方や移転場所については、これからも審議し前進するためにも、修正案に賛成します。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論を終結します。これより第 29 号議案について採決を行います。修正案について起立により採決を行います。本修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、委員長報告のとおり、修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決を行います。お諮りいたします。修正部分を除く部分については原案のとおり決するに、賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（久留島）着席してください。起立多数と認めます。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。続いて、第 30 号議案、平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算について採決を行います。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 30 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 30 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 30 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 31 号議案、平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 31 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 31 号議案については原案のとおり決するにご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 31 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 32 号議案、平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございませうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 32 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 32 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 32 号議案は、委員長の報告のとおり可決されました。続いて、第 33 号議案、平成 28 年度海田町水道事業会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきものでございます。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、第 33 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 33 号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって、第 33 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。したがって、会議規則第 6 条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久留島) 異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することと決しました。以上で、平成 28 年第 2 回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前 9 時 18 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員